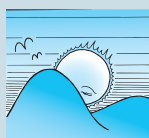


夕暮れ時の早めの  
ライト（前照灯）  
点灯運動



期間 10月1日(土)  
～12月31日(土)

午後5時点灯！

反射材使用をお願いします。

■問い合わせ 総務課  
消防交通係 ☎75-2112

平成23年度  
行政相談委員制度は50周年

行政への苦情や相談は

行政相談委員に  
ご相談ください

10月17日(月)～23日(日)  
は行政相談週間です

国や県、市の仕事や手続き、サービスへの苦情や相談、また、説明や処置に納得がいかないことがあります。行政相談委員にご相談ください。

行政相談委員は、行政と市民のパイプ役として、総務大臣から委嘱された民間の有識者です。

相談は無料。秘密は厳守されます。

行政相談委員

円城寺 照子さん（東多久町）  
☎76-2172

■定例行政相談日

日時 10月18日(火)  
10時～15時

会場 多久市役所  
大会議室(東)

■特設（巡回）行政相談日

日時 10月21日(金)  
10時～15時

会場 西多久公民館

■問い合わせ

総務課 行政係 ☎75-2112

## 多久市の財政健全度を公表します

■問い合わせ 財政課 財政係 ☎75-2118

『地方公共団体の財政の健全化に関する法律』が平成20年4月に一部改正され、地方公共団体は毎年度、『健全化判断比率』（実質的な赤字や外郭団体を含めた実質的な将来負担等に係る指標）と『資金不足比率』（公営企業ごとの資金不足率）を議会に報告し、公表することと定められました。

平成22年度決算に基づき算定した多久市の『健全化判断比率』と『資金不足比率』は下表のように、すべての項目において国が定めた『早期健全化計画の策定』などを必要とする基準を下回り、**本市の『財政健全度』は保たれている**といえます。しかし、多久市の財政が厳しい状況にあることには変わりなく、これからも行政改革の推進をしていくことが必要です。

### ●多久市の健全化判断比率●

（単位：％）

| 項目                   | 多久市<br>比率 | 説 明                                                                                          | 早期<br>健全化<br>基準 | 財政<br>再生<br>基準 |
|----------------------|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|----------------|
| 実質<br>赤字<br>比率       | —         | 普通会計における実質赤字の標準財政規模に対する比率（多久市は、4.58%の黒字となり、実質赤字はありません）                                       | 14.45           | 20.00          |
| 連結<br>実質<br>赤字<br>比率 | —         | 一般会計、特別会計および公営企業会計における実質赤字の標準財政規模に対する比率。ただし、公営企業は資金不足の額で計算する。（多久市は23.14%の黒字となり、連結実質赤字はありません） | 19.45           | 35.00          |
| 実質<br>公債費<br>比率      | 14.4      | 普通会計の元利償還金や特別会計、公営企業会計、一部事務組合等へ繰出しする元利償還金に準ずる経費も含めた額の標準財政規模に対する比率                            | 25.0            | 35.0           |
| 将来<br>負担<br>比率       | 12.6      | 特別会計、公営企業、一部事務組合、出資法人を含めた普通会計の将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率                                     | 350.0           |                |

※早期健全化基準を超えると財政健全化計画の策定が義務付けられ、国への報告義務を負います。

※財政再生基準を超えると財政再生計画の策定が義務付けられ、事実上総務大臣の同意を得なければなりません。

### ●多久市の公営企業会計の資金不足比率●

（公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率）（単位：％）

| 特別会計     | 多久市<br>比率 | 説 明                       | 経営健全化<br>基準 |
|----------|-----------|---------------------------|-------------|
| 水道事業     | —         | 112.7%の資本保有となり、資金不足はありません | 20.0        |
| 病院事業     | —         | 26.7%の資本保有となり、資金不足はありません  |             |
| 公共下水道事業  | —         | 基金保有・資金不足ともにありません         |             |
| 農業集落排水事業 | —         | 基金保有・資金不足ともにありません         |             |

※資金不足額＝流動資産（現金・未収金ほか）－流動負債（未払金ほか）

※資金不足比率が経営健全化基準を超えた場合は、『経営健全化計画』を策定し、改善努力をする必要があります。